



# 熊本県公報

第 1 2 5 2 6 号  
平成 28 年 6 月 10 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 ) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	( 〃 ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 ) 3
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 7
○漁船保険義務加入同意の承認(沖新加入区)	(団体支援課) 8
○土地収用法による収用又は使用の手続開始	(用地対策課) 8
○道路の供用開始	(道路保全課) 8
○道路の区域変更	( 〃 ) 8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 9
○道路の区域変更	(道路保全課) 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新	(障がい者支援課) 10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退	( 〃 ) 10
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(高齢者支援課) 10
<b>公 告</b>	
○公共測量の終了	(監理課) 10
○熊本都市計画用途地域の変更(合志市決定)	(都市計画課) 11
○熊本都市計画土地区画整理事業の決定(合志市決定)	( 〃 ) 11
○熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)	( 〃 ) 11
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 11
○土地改良区土地改良事業計画変更の認可	(農村計画課) 12
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 12
○農用地利用配分計画の認可申請	( 〃 ) 12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 12
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 13
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 13
○県営土地改良事業計画の決定	( 〃 ) 13
<b>登 載 依 頼</b>	
○平成 28 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れに関する競争入札に参加する者に必要な資格	(教育政策課) 14
○平成 28 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れに関する競争入札の実施	( 〃 ) 14
○第 1 4 8 回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画審議会) 18

## 告 示

**熊本県告示第 6 0 5 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 8 年 6 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里デイサービスセンター 須屋	合志市須屋字下屋敷521番1	平成28年6月1日	通所介護

**熊本県告示第606号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人むべの里	むべの里デイサービスセンター 須屋	合志市須屋字下屋敷521番1	平成28年6月1日	介護予防通所介護

**熊本県告示第607号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人光進会	ショートステイ喜寿園	菊池郡大津町大字室1713番地	平成28年6月1日	短期入所生活介護

**熊本県告示第608号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人光進会	ショートステイ喜寿園	菊池郡大津町大字室1713番地	平成28年6月1日	介護予防短期入所生活介護

**熊本県告示第609号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社南阿蘇ケアサービス	ケアマネみなみ阿蘇	阿蘇郡南阿蘇村久石2715番地1	平成28年6月1日	居宅介護支援

**熊本県告示第610号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団誠和会	訪問看護ひらき	八代市新地町6番25号	平成28年6月1日	訪問看護

**熊本県告示第611号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団誠和会	訪問看護ひらき	八代市新地町6番25号	平成28年6月1日	介護予防訪問看護

**熊本県告示第612号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五把浦-4	上天草市大矢野町中	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
五把浦-7	上天草市大矢野町中	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第613号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
満越（B）-1	上天草市大矢野町中	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
満越（B）-2	上天草市大矢野町中	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
満越（A）-1	上天草市大矢野町中	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

満越 (A) - 2	上天草市大矢野町中	別図 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
瀬高	上天草市大矢野町中	別図 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
瀬高 (2) - 1	上天草市大矢野町中	別図 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
瀬高 (2) - 2	上天草市大矢野町中	別図 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
瀬高 (4)	上天草市大矢野町中	別図 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
瀬高 (6) - 1	上天草市大矢野町中	別図 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
瀬高 (6) - 2	上天草市大矢野町中	別図 10 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 10 のとおり
泊	上天草市大矢野町中	別図 11 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 11 のとおり
小泊 (1) - 1	上天草市大矢野町中	別図 12 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 12 のとおり
小泊 (1) - 2	上天草市大矢野町中	別図 13 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 13 のとおり
小泊 (2) - 1	上天草市大矢野町中	別図 14 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 14 のとおり
小泊 (2) - 2	上天草市大矢野町中	別図 15 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 15 のとおり
小泊 (2) - 3	上天草市大矢野町中	別図 16 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 16 のとおり
小泊 (2) - 4	上天草市大矢野町中	別図 17 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 17 のとおり
小泊 (2) - 5	上天草市大矢野町中	別図 18 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 18 のとおり
江後 (1)	上天草市大矢野町中	別図 19 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 19 のとおり
江後港	上天草市大矢野町中	別図 20 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 20 のとおり
江後 - 1	上天草市大矢野町中	別図 21 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 21 のとおり
江後 - 2	上天草市大矢野町中	別図 22 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 22 のとおり
江後 - 3	上天草市大矢野町中	別図 23 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 23 のとおり
江後 (2) - 1	上天草市大矢野町中	別図 24 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 24 のとおり
江後 (2) - 2	上天草市大矢野町中	別図 25 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 25 のとおり
江後 (2) - 3	上天草市大矢野町中	別図 26 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 26 のとおり

江後（2）－4	上天草市大矢野町中	別図 2 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 7 のとおり
三把浦上（3）－1	上天草市大矢野町中	別図 2 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 8 のとおり
三把浦上（3）－2	上天草市大矢野町中	別図 2 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 2 9 のとおり
三把浦上（1）－1	上天草市大矢野町中	別図 3 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 0 のとおり
三把浦上（1）－2	上天草市大矢野町中	別図 3 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 1 のとおり
三把浦上（1）－3	上天草市大矢野町中	別図 3 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 2 のとおり
三把浦上（1）－4	上天草市大矢野町中	別図 3 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 3 のとおり
三把浦上（2）－1	上天草市大矢野町中	別図 3 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 4 のとおり
三把浦上（2）－2	上天草市大矢野町中	別図 3 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 5 のとおり
三把浦上（2）－3	上天草市大矢野町中	別図 3 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 6 のとおり
満越停	上天草市大矢野町中	別図 3 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 7 のとおり
五把浦－1	上天草市大矢野町中	別図 3 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 8 のとおり
五把浦－2	上天草市大矢野町中	別図 3 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 3 9 のとおり
五把浦－3	上天草市大矢野町中	別図 4 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 0 のとおり
五把浦－5	上天草市大矢野町中	別図 4 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 1 のとおり
五把浦－6	上天草市大矢野町中	別図 4 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 2 のとおり
五把浦南－1	上天草市大矢野町中	別図 4 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 3 のとおり
五把浦南－2	上天草市大矢野町中	別図 4 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 4 のとおり
五把浦南－3	上天草市大矢野町中	別図 4 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 5 のとおり
五把浦南－4	上天草市大矢野町中	別図 4 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 6 のとおり
五把浦南－5	上天草市大矢野町中	別図 4 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 7 のとおり
中満越	上天草市大矢野町中	別図 4 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 8 のとおり
下瀬高（1）	上天草市大矢野町中	別図 4 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 4 9 のとおり

瀬高（１）	上天草市大矢野町中	別図 5 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 0 のとおり
瀬高（３）	上天草市大矢野町中	別図 5 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 1 のとおり
瀬高（５）	上天草市大矢野町中	別図 5 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 2 のとおり
江後南（１）－１	上天草市大矢野町中	別図 5 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 3 のとおり
江後南（１）－２	上天草市大矢野町中	別図 5 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 4 のとおり
江後南（１）－３	上天草市大矢野町中	別図 5 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 5 のとおり
江後南（１）－４	上天草市大矢野町中	別図 5 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 6 のとおり
江後南（１）－５	上天草市大矢野町中	別図 5 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 7 のとおり
江後南（２）－１	上天草市大矢野町中	別図 5 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 8 のとおり
江後南（２）－２	上天草市大矢野町中	別図 5 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 5 9 のとおり
江後南（２）－３	上天草市大矢野町中	別図 6 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 0 のとおり
江後（１）（江後（８））	上天草市大矢野町中	別図 6 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 1 のとおり
江後（２）（江後（９））－１	上天草市大矢野町中	別図 6 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 2 のとおり
江後（２）（江後（９））－２	上天草市大矢野町中	別図 6 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 3 のとおり
江後（３）－１	上天草市大矢野町中	別図 6 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 4 のとおり
江後（３）－２	上天草市大矢野町中	別図 6 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 5 のとおり
江後（３）－３	上天草市大矢野町中	別図 6 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 6 のとおり
江後（３）－４	上天草市大矢野町中	別図 6 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 7 のとおり
江後（３）－５	上天草市大矢野町中	別図 6 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 8 のとおり
江後（３）－６	上天草市大矢野町中	別図 6 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 6 9 のとおり
江後（３）－７	上天草市大矢野町中	別図 7 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 0 のとおり
江後（３）－８	上天草市大矢野町中	別図 7 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 1 のとおり
江後（４）	上天草市大矢野町中	別図 7 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 2 のとおり

江後（５）－１	上天草市大矢野町 中	別図 7 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 3 のとおり
江後（５）－２	上天草市大矢野町 中	別図 7 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 4 のとおり
江後（５）－３	上天草市大矢野町 中	別図 7 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 5 のとおり
江後（５）－４	上天草市大矢野町 中	別図 7 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 6 のとおり
江後（６）	上天草市大矢野町 中	別図 7 7 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 7 のとおり
江後（７）	上天草市大矢野町 中	別図 7 8 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 8 のとおり
下瀬高（２）－１	上天草市大矢野町 中	別図 7 9 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 7 9 のとおり
下瀬高（２）－２	上天草市大矢野町 中	別図 8 0 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 0 のとおり
小泊上－１	上天草市大矢野町 中	別図 8 1 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 1 のとおり
小泊上－２	上天草市大矢野町 中	別図 8 2 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 2 のとおり
小泊上－３	上天草市大矢野町 中	別図 8 3 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 3 のとおり
小泊上－４	上天草市大矢野町 中	別図 8 4 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 4 のとおり
小泊上－５	上天草市大矢野町 中	別図 8 5 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 5 のとおり
小泊上－６	上天草市大矢野町 中	別図 8 6 のとおり	急傾斜地の崩壊	別図 8 6 のとおり

（別図 1 から別図 8 6 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 熊本県告示第 6 1 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
まいすてっぷ 宇土市新町二丁目 2 8 番地	N P O 法人 ころ・コミュニケーションの発達支援 宇土市新町二丁目 2 8 番地 平岡 智歌子	平成 2 8 年 6 月 1 日	4352300018	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第615号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、沖新加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第616号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同市中央区黒髪六丁目地内まで）
- 3 手続が開始される土地
  - (1) 収用の手続が開始される土地 熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目及び黒髪五丁目地内
  - (2) 使用の手続が開始される土地 熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、黒髪二丁目及び黒髪五丁目地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本市中央区役所

熊本県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター ー菊池線	菊池市七城町砂田字間所 1418番3地先から 同所 1139番1地先まで	117.3	防交 (交安 全)

- 2 供用を開始する期日 平成28年6月10日

熊本県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾南関 線	玉名郡南関町大字長山字宮野 原 179番2地先から 同所 187番4地先まで	前  後	5.8 ～ 11.0  10.0 ～ 12.4	76.2  76.2	

- 2 区域を変更する期日 平成28年6月10日

熊本県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第



57号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
泊C-2	芦北町海浦	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
中園川II	津奈木町小津奈木、水俣市小津奈木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
小津奈木-2	津奈木町小津奈木、水俣市小津奈木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
桜戸B-1	津奈木町岩城	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
桜戸B-3	津奈木町岩城	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
瀬戸B-1	津奈木町小津奈木、水俣市小津奈木	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
障害者多機能型就労支援事業所 風月 球磨郡錦町大字西231 1番地14	NPO法人木もれ陽会 球磨郡錦町大字西231 1番地14	生活介護	平成28年6 月1日

熊本県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年6月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝 地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1122番地先から 同所 1122番地先まで	前	4.7 ～ 6.8	40.0	災害復 旧
			後	14.2 ～ 17.0	40.0	

2 区域を変更する期日 平成28年6月10日

熊本県告示第622号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法69条の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
あらお桜山調剤薬局 荒尾市蔵満1890-5	平成28年6月1日
たんぽぽ薬局 宇城市松橋町松橋490-2	平成28年6月1日

熊本県告示第623号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
とみた薬局本町店 八代市本町三丁目2番1号	平成28年4月1日
萩原薬局 八代市萩原町一丁目5番22号	平成28年4月25日
東洋調剤薬局本町店 八代市本町一丁目10番32号	平成28年4月30日

熊本県告示第624号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人熊本厚生会 宇城市三角町郡浦739番地8	特別養護老人ホーム きらら 宇城市松橋町きらら一丁目9番地3	431100287	平成28年6月2日	地域密着型 介護老人福祉施設

公 告

熊本県公告第388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（デジタル撮影、同時調整及び写真地図作	平成27年10月14日から 平成28年3月31日まで	水俣市全域

成)

**熊本県公告第 389 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により合志市から熊本  
都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により  
熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 390 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により合志市から熊本  
都市計画土地画整理事業（合志市竹迫土地画整理事業）の決定に係る図書の写しの送  
付を受けたので、同条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公  
衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 391 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により合志市から熊本  
都市計画地区計画（飯高・八丁谷地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けた  
ので、同条第 2 項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に  
供する。

平成 28 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 392 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法  
律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第  
3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 28 年 6 月 10 日から同月 23 日までの間、熊本県農  
林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
林田 堅	宇城市松橋町西下郷	宇城市松橋町両仲間字蓼原 2 1 7 2 番 1 ほか 3 筆
中西 洋介	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字川水 1 9 0 番 4
佐藤 久康	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字中原 1 5 6 8 番 ほか 1 筆
下田 正博	阿蘇郡南阿蘇村河陽	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中西原 1 9 8 5 番 1 ほか 1 筆
プランツギフト株式会社	熊本市東区下江津	上益城郡甲佐町大字田口字石仏 4 3 5 6 番 ほか 2 筆
有限会社緑茶園	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中高原 8 0 番 1 ほか 2 筆
宮原 栄司	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口 5 4 6 番 4 ほか 1 筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字小鶴 2 1 2 4 番 ほか 1 筆
岡本 晃	天草市新和町中田	天草市新和町中田字田道寺 1 6 5 0 番 1

2 申請年月日

平成 28 年 5 月 24 日

**熊本県公告第393号**

平成28年2月15日付けで宇城市に事務所を置く三角町土地改良区理事長天川幸彦から申請のあった三角町土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成28年5月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第394号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下2408番1ほか2筆
今村 憲一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原4307番
古澤 順正	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字林ノ下2480番ほか3筆

2 申請年月日

平成28年5月27日

**熊本県公告第395号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字広浦4008番
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸561番4ほか1筆
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1827番11
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1793番3ほか1筆
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1827番8
樋口 秀則	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字下新田1828番7
株式会社ほたるの里城河原	天草市五和町城河原	天草市五和町城河原二丁目字塚原202番1ほか22筆

2 申請年月日

平成28年5月30日

**熊本県公告第396号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字上村廻723番の一部  
523.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡大津町大字室2126番地 グレイスB棟201号  
岩田 昭治

**熊本県公告第397号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(二工区)  
菊池郡大津町大字室字桜山1511番4、同字三郎松1712番、同1713番、同1714番2、同1715番、同1720番1、同1721番1及び里道の一部  
113,273.97平方メートル(全体面積 18,913.94平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡大津町大字室1707番地  
社会福祉法人光進会

**熊本県公告第398号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保2000番106  
2,998.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区長嶺南一丁目6番22-1号  
株式会社タツヤホーム  
熊本市中央区帯山九丁目3番10号  
有限会社神山システム

**熊本県公告第399号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営船津・清田地区土地改良事業(農業用道路)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営船津・清田地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年6月13日から平成28年7月8日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第400号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営船津・清田地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。  
平成28年6月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営船津・清田地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成28年6月13日から平成28年7月8日まで  
3 縦覧場所  
熊本市役所

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第13号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。  
平成28年6月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項  
平成28年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分の「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成28年6月24日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期限  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
（5）の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県教育委員会公告第13号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成28年6月10日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
平成28年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）  
郵便番号 862-8609 熊本県熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2674  
ファックス番号 096-384-1509
  - (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (4) 借入物品及び数量  
ア ノート型コンピュータ 1, 403台



- システムにより、1つのファイルに集約のうへ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認の申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成28年7月12日(火)午後5時まで
- (4) 提出先  
1 (3)に掲げる入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月12日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年7月21日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年7月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成28年7月21日(木) 午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年7月20日(水)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認められた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に



執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 5（3）に掲げる期限

イ 提出場所 1（2）に掲げる発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）

電話番号 096-333-2674

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

A Set of personal computer for education

1, 403 personal computers

peripheral equipments and softwares

(2) Date and place to tender:

Date: July 21st, 2016, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government

Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government

Main building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office

o f K u m a m o t o  
6 - 1 8 - 1 S u i z e n j i , C h u o - k u , K u m a m o t o - C i t y ,  
K u m a m o t o P r e f e c t u r e  
8 6 2 - 8 6 0 9 , J a p a n  
P h o n e : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 7 4  
( 6 ) O t h e r  
L a n g u a g e : J a p a n e s e  
C u r r e n c y : J a p a n e s e Y e n

**熊本県都市計画審議会公告第51号**

第148回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成28年6月10日

熊本県都市計画審議会  
会長 両角光男

- 1 日時  
平成28年6月21日（火）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 議題  
【審議】  
(1) 本渡都市計画道路の変更の件
- 4 傍聴者の定員  
20名
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の30分前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。  
(2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において係員の指示に従い会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。  
(2) はり紙、旗、プラカードの掲示、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。  
(3) 会場内での飲食はできません。  
(4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等はありません。  
(5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
(6) その他会議開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件  
今回の審議会の「3 議題」は、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準に基づき公開となります。  
なお、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3公開の基準ア又はイに該当する場合には、あらかじめ公開・非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開・非公開の別を決定することとさせていただきます。
- 8 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部道路都市局都市計画課）  
電話番号：096-333-2520